

●事業者・県民に対する新たな協力要請

全県の事業者に対する協力要請

区域	福岡県全域
対象	(1)特措法施行令第11条第1項第11号に規定する遊興施設のうち、 ①接待を伴う飲食店(名称にかかわらず客の接待を伴うもの) ②酒類の提供を行う飲食店(バー、ナイトクラブ等) ③酒類の提供を行うカラオケ店 (2)その他の酒類の提供を行う飲食店(居酒屋等)
要請内容	<ul style="list-style-type: none">● 業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策に取り組んでいる旨が利用客に分かるよう掲示すること。その際、県の「感染防止宣言ステッカー」等を活用すること。● 8月8日(土)から8月21日(金)までの間は、滞在時間を2時間以内とするよう利用客に促すこと。
根拠法	新型インフルエンザ対策等特別措置法第24条第9項

特定地域の事業者に対する協力要請

区域	福岡市内
対象	特措法施行令第11条第1項第11号に規定する遊興施設のうち、 ①接待を伴う飲食店(名称にかかわらず客の接待を伴うもの) ②酒類の提供を行う飲食店(バー、ナイトクラブ等) ③酒類の提供を行うカラオケ店 で、 <u>業種別ガイドラインを遵守していない店</u>
要請内容	休業協力要請
期間	8月8日(土)から8月21日(金)まで
根拠法	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項

県民に対する協力要請

区域	福岡県全域
要請内容	<ul style="list-style-type: none">● 以下のうち、<u>業種別ガイドラインを遵守していない</u>店の利用を自粛すること。<ul style="list-style-type: none">(1) 特措法施行令第11条第1項第11号に規定する遊興施設のうち、<ul style="list-style-type: none">① 接待を伴う飲食店(名称にかかわらず客の接待を伴うもの)② 酒類の提供を行う飲食店(バー、ナイトクラブ等)③ 酒類の提供を行うカラオケ店(2) その他の酒類の提供を行う飲食店(居酒屋等)● 遵守しているかどうかは、感染防止対策に取り組んでいる旨が分かる掲示を確認すること(県の「感染防止宣言ステッカー」等)。● 8月8日(土)から8月21日(金)までの間は、利用(会食や飲み会等)は2時間以内とし、2次会、3次会等は控えること。
根拠法	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項